

岩美町地場産品創出支援事業募集要項

1 趣旨

岩美町では、岩美町地場産品創出支援事業実施要綱（令和8年岩美町告示第64号。以下「実施要綱」）に基づき、クラウドファンディング型ふるさと納税（以下「CF」）の仕組みを活用して、地場産品の新規開発又は生産拡大に取り組む事業者を支援します。

本事業は、寄附者から取組に対する共感を得ることで資金を募り、事業を通じて生産・製造した地場産品を返礼品として提供することで、産品の販路拡大とふるさと納税寄附額の増加につなげ、もって地域産業の振興及び町内経済の活性化を図るものです。

2 事業の仕組み

本事業は、事業認定・CF・補助金交付を組み合わせた制度です。岩美町のふるさと納税返礼品として相応しい事業を認定し、CFを原資として、地場産品の開発や生産に必要な経費を補助するものです

【実施の流れ】

- (1) 事業者が地場産品の新規開発又は生産拡大を目指す事業を認定申請
- (2) ふるさと納税制度に照らし、町が審査・認定
- (3) 事業で生産する地場産品を返礼品として登録
- (4) 事業者が補助金の交付申請
- (5) 町がふるさと納税ポータルサイト上でCF実施
- (6) 事業者が認定された事業を実施
- (7) 事業が完了したら実績報告
- (8) 事業実績とCFの結果を反映して補助金の額の確定

3 募集期間（令和8年度）

事前相談：令和8年4月末まで

申請受付：令和8年4月15日～5月末（必着）

審査：令和8年6月

認定通知：令和8年7月上旬

4 申請対象者（実施要綱第4条）

本事業の認定を申請できるのは、次のいずれかに該当する事業者等です。

- (1) 町内に本社、工場又は事業所を有する法人
- (2) 町内に住所を有する個人
- (3) その他地場産品の生産及び製造を行う団体で町長が適当と認める者

ただし、次のいずれかに該当する事業者等は、対象となりません。

- (1) 町税及び公共料金を滞納している者。ただし、分割納付を誓約どおり履行している等、誠実性が認められる場合は除く。
- (2) 以下のいずれかに該当する者。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を行う者
 - イ 宗教活動又は政治活動を目的とする者
 - ウ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引に該当する事業を行う者
 - エ 岩美町暴力団排除条例（平成24年岩美町条例第4号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

5 対象事業（実施要綱第5条）

本事業の対象となるのは、次の要件を全て満たす事業です。

- (1) 新規開発等を行う地場産品が総務省告示第5条第2号又は第3号に該当するものであること
- (2) 前項の地場産品が岩美町のふるさと納税返礼品として登録される見込みがあること
- (3) 当該地場産品の新規開発等を使途とするCFにより寄附を募集するもので、CFの寄附者に対し返礼品を確実に送付できるものであること
- (4) 原則として年度内に完了するものであること
- (5) 町が交付する他の補助金の交付対象となっていないこと

6 補助対象経費（実施要綱第12条）

本補助金を受けて行う事業の補助対象経費は、地場産品の新規開発等又は製造に直接必要となる次の各号に掲げる経費とします。ただし、消費税及び地方消費税相当額は、対象になりません。

- (1) 工場、作業場等の建物取得に係る経費
- (2) 建物付帯設備の整備又は取得に係る経費
- (3) 製造及び生産装置の購入及び設置に係る経費
- (4) 商品開発費、試験研究費及び委託費
- (5) パッケージ及びデザイン制作費
- (6) その他町長が必要と認める経費

※国、県その他の団体から上記経費に充てるための補助金、負担金などを受けている場合は、補助対象経費からその金額を控除します。

7 補助制度

本事業の認定となった場合、実施要綱第11条から第18条に定める手続きにより、岩美町地場産品創出支援事業補助金（以下「本補助金」）の交付を受けることができます。

【補助金の概要】

- (1) 補助率 補助対象経費（税抜）の10/10以内
- (2) 上限額 CF寄附額の4/10、最大1,000万円
- (3) 他補助金の取扱い
 - ①国・県補助金等がある場合は、補助対象経費から控除します。
 - ②町が交付する他の補助金との重複申請は、不可となります。

8 クラウドファンディング

本補助金の交付が決定した場合、本事業に関わる地場産品等を返礼品として、その原資をCFで募ります。

- (1) 実施主体 岩美町
- (2) 募集期間 交付決定日以降、最長で令和8年2月末まで
- (3) 目標寄附額
実施要綱第19条に基づき、補助金交付決定額を基礎として設定します。ただし、申請時点では以下により設定してください。
〔目標寄附額（目安）＝想定補助金額 ÷ 4/10〕
※最終的な目標額は町と協議の上決定します。

- (4) 返礼品
 - ①本事業により新規開発等が行われる地場産品
 - ②本事業を実施する事業者等が町に登録している他の地場産品※②のみは不可

- (5) 費用負担
返礼品及び送料は、総務省が定めるふるさと納税の募集基準の範囲内で、町が負担します。（通常の返礼品と同様の取扱いとなります。）

9 重要事項

- (1) 目標寄附額未達時（実施要綱第21条）
目標寄附額に届かず、補助金交付額が減った場合でも、原則として事業を実施する必要があります。
- (2) 返礼品要件
 - ①総務省が定める地場産品基準（平成31年総務省告示第179号）に適合しなければなりません。
 - ②本事業により新規開発等した地場産品については、町のふるさと納税返礼品として継続的に提供するよう努めてください。

10 審査基準（実施要綱第7条）

次に掲げる事項を総合的に勘案して、事業認定の可否を決定します。

- (1) 町内の農林水産物その他の地域資源が活用されていること
- (2) ふるさと納税返礼品として魅力があり、寄附の獲得が期待できること
- (3) 返礼品の生産、製造及び提供が継続的に行われる見込みがあること
- (4) 事業計画及び収支計画に実現可能性があること
- (5) 地域産業の振興又は事業者の事業拡大に資するものであること
- (6) その他必要と認められる事項

11 認定申請書類

事業の認定申請に当たっては、次の書類を提出してください。

- ①認定申請書（実施要綱様式第1号）
- ②事業計画書（別記様式）
- ③事業内容説明資料（実施箇所位置図、図面、パンフレット等）
- ④事業費積算根拠となる資料（見積書等）
- ⑤その他必要書類

12 スケジュール

本事業の実施に当たり、以下のスケジュールを想定しています。申請状況等により、前後する場合があります。

	新規開発【未登録】	生産拡大【登録済】
事前相談	4月末まで	4月末まで
認定申請期限	5月末まで	5月末まで
審査	6月中	6月中
認定結果通知	7月上旬	7月上旬
↓認定された場合		
交付申請期限	9月末	随時
交付決定通知	10月1日以降	随時
補助事業開始	交付決定日以降	交付決定日以降
CF開始	交付決定日以降	交付決定日以降
CF終了	最長2月末まで	最長2月末まで
補助事業完了期限	3月末まで	3月末まで
実績報告期限	完了後20日以内 又は4月10日まで	完了後20日以内 又は4月10日まで

13 留意事項

上記の他、補助金の交付手続きにおいて以下のことにご留意いただくほか、実施要綱を遵守してください。

- ①事業内容や事業費を変更する場合(例:整備する設備・機器の変更や費用の増減)は、事前に承認を得る必要がありますので、お早めにご相談ください。(様式第3号)
- ②事業完了後20日又は4月10日のどちらか近い日にちまでに実績報告書(実施要綱様式第4号)を提出してください。
- ③事業完了後5年間、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、町長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。

14 提出先・お問い合わせ先

岩美町役場商工観光課

担 当：商工・交流係 川口

所在地：〒681-8501 鳥取県岩美郡岩美町浦富 675 番地 1

電 話：0857-73-1416

メール：syoukou@iwami.gr.jp